

公的研究費補助金取扱いに関する規程

平成19年11月20日 大学評議会

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基き、東海学園大学（以下「本学」という。）における専任教員の公的研究費補助金（以下「公的研究費」という。）に関し、手続等の取扱いの適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する、次の各号の競争的資金等をいう。

(1) 科学研究費補助金、その他省庁の競争的研究資金

(2) 前号に定めるもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費

2 この規程において「研究代表者等」とは本学の専任教員で、前項に掲げる公的研究費を1人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から公的研究費の配分を受けた研究分担者をいう。

3 この規程において、「経理規則」とは「学校法人東海学園経理規則」を、および「旅費規程」とは「学校法人東海学園旅費規程」をいう。

(法令等の遵守等)

第3条 研究代表者等は交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。最高管理責任者を補佐する者として学部長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、大学事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、実質的責任を負うものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者には大学事務局長をあて、職名を公開する。コンプライアンス推進責任者は、公的研究費に関する事務の実質的な責任と権限を持つ。

(ルールの明確化)

第7条 統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者は、公的研究費に係る事務手続きに関する必要な事項を定め、明確且つ統一的な運用を図らなければならない。

(研修会の開催)

第8条 統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者は、研究者の公的研究費に対する意識向上のため、公的研究費の適正執行に関する研修会の開催などの必要な方策を講じなければならない。

(不正防止)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費に関わって不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

(不正防止計画の推進)

第10条 コンプライアンス推進責任者および総務課は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部門と協力して不正防止計画を策定・実施しなければならない。

(誓約書の徴取)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、遵守事項の意識づけをはかるために「誓約書」の提出を求め、不正防止に努めなければならない。

(部局責任者)

第12条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の部局責任者を置き、法人経理担当者並びに、三好・名古屋両キャンパス総務課長をもって充てる。

2 部局責任者は、公的研究費の運営・管理について、統括管理責任者を補佐し、それぞれのキャンパスにおける実務上の責任を負うものとする。

(研究者の責務)

第13条 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、誠実に研究費を執行しなければならない。

(行動規範)

第14条 研究者の公的研究費の不正使用を防止するため、東海学園大学における競争的資金等の適正使用に関する行動規範を策定する。

(公募の申請)

第15条 公募要領により公的研究費に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出することとなっている場合には、研究代表者等は所属するキャンパスの部局責任者である総務課長に遅滞なく届出るものとする。

(公的研究費の経理事務の委任)

第16条 研究代表者等は、公的研究費の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、その経理に関する事務を大学事務局長に委任したものとみなす。

2 前項の経理事務の委任があったときは、大学事務局長は事務局の該当部署にその旨通知し、次条に規定する事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

第17条 公的研究費に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに経理規則、旅費規程及び研究費使用ルールに基づく定めによるものとする。

(公的研究費の預託)

第18条 公的研究費の受入れ口座名義は、交付者が指定する名義の口座とする。

2 研究代表者等が公的研究費の受払いに使用する専用口座は、個別に開設する。

(間接経費の大学への譲渡)

第19条 研究代表者等は、間接経費の本学への譲渡に関する権限を、学長に委任するものとする。

2 間接経費の経理事務は、公的研究費の取扱に準ずる。

(公的研究費により取得した設備等の寄付手続等)

第20条 学長は、公的研究費により取得した設備・備品（以下「備品等」という。）の寄付受入に関する権限を、大学事務局長に委任するものとする。

2 研究代表者等は、設備等を取得後、本学に寄付を行うこととされているものにあつては、経理規則に則り寄付手続を行わなければならない。

（設備等の管理の委任等）

第21条 設備等の管理責任を研究代表者等が負うこととされている設備等を取得した時は、当該設備等を取得したときに、本学における設置使用が承認されたものとみなす。

2 前項に規定する研究代表者等は、研究実施に当たり、必要があるときは、前条の設備等の管理に関する事務を三好・名古屋両キャンパス総務課長のいずれかに委任することができる。

3 第1項に規定する研究代表者等は、設備等の管理事務を委任した時は、使用責任者として責務を果たすものとする。

（事故等の報告）

第22条 前条第1項に規定する研究代表者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに、その旨大学事務局長に報告しなければならない。

（適正な執行管理）

第23条 コンプライアンス推進責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 物品購入および旅費ならびにアルバイト雇用等は、東海学園大学における科研費取扱いルールに従い適正に執行しなければならない。

（納品検収）

第24条 購入物品の納品検収を確実に実施するため、総務課に納品検収の窓口を設け、検収担当者を置く。

2 検収担当者は、別に定める基準等に従い、納品書等と現物を照合し、納品書等に所定の検収印を押印しなければならない。

（不正関与業者への対応）

第25条 公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、取引停止を行なうことができる。なお、取り扱いについては別途定める。

（懲戒）

第26条 公的研究費の管理に関わって、不正が確認された者は、東海学園大学就業規則に基き懲戒を行なう。

（相談窓口）

第27条 公的研究費の使用に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を、総務課に設置する。

2 本学の研究活動における不正行為等に関する通報については、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程により取り扱う。

（内部監査）

第28条 内部監査については、別に定める。

（モニタリング）

第29条 コンプライアンス推進責任者のもとに、公的研究費の執行状況を日常的に点検する。

（定めのない事項の取扱い等）

第30条 この規程に定めのない事項については、大学評議会の議を経て学長が決定する。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は平成19年11月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成28年10月 1 日から改正施行する。